

10月は食品ロス削減月間

10月は「食品ロス削減月間」です。また、同月30日は「食品ロス削減の日」です。食品ロスを減らすため「3きり運動」にご協力ください。

■3きり運動とは

①食べきり 料理は必要な量だけ作り、全て食べきるようにする。②使いきり 食材を必要な分だけ買い、正しく保存して無駄なく活用する。③水きり 生ごみの約8割は水分。水きりをして生ごみを減らす。

■問合せ 環境課環境衛生係 ☎72-6916

「那須町育英会」 無利子の奨学金制度のご案内

那須町育英会では、令和7年度の月額貸与奨学生と入学一時金奨学生を募集しています。

▼対象者 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（専門課程）に在学中または進学を予定する方で、那須町に6カ月以上居住している方

▼貸付限度額

○月額

・高等学校、高等専門学校
15,000円

・短期大学、大学、専修学校
30,000円

○入学一時金

・高等学校、高等専門学校
300,000円

・短期大学、大学、専修学校
500,000円

※月額貸与と入学一時金貸与の併用可能です。ただし、貸付限度額範囲内となります。

▼貸付期間・方法

・貸付を受けた月から正規の修了月までの期間

・月額貸与は、3カ月分を年4回本人指定の口座に振り込みます。

・入学一時金は3月中の貸付予定

▼貸付予定人員 若干名

▼返済期間 貸付期間終了後、1年間据置き、10年以内に年賦、半

年賦、月賦の方法により返済

▼利子 無利子

▼提出書類 ①願書②出身校または

は在学校長の推薦調書③進学校の合格通知の写しまたは在学証明書④世帯全員の住民票の写し⑤世帯全員の所得証明書⑥同意書（家族の収入、町税の納付状況確認）

▼申込期限 令和7年2月7日（金）

▼申込み・問合せ 学校教育課 庶務管理係 ☎72・6922

「那須町育英会」 給付型奨学金制度のご案内

令和7年度に大学や短大、専修学校等への進学または在学する方に返還の必要がない奨学金を給付します。

▼対象者 優秀な青少年で経済的理由により修学できない者

▼給付内容

・給付額 300,000円

・給付回数 1人1回限り

・給付人数 2名（1年度内）

※給付者の選定は奨学生選考委員会で決定します。

※給付型奨学金は、社会医療法人博愛会管間記念病院様からの寄付金を原資としております。

▼受給資格

（1）那須町に6カ月以上居住する者またはその被扶養者で、学習成

績評定平均値が、5段階評価で4・0以上である方

（2）学習意欲が高く、学習活動その他の品行が正しく、健康で、将来良識ある社会人として活動できる見込みのある方

（3）本人の属する世帯で、父母またはこれに代わって家計を支えている人の令和5年中の認定所得金額が収入基準額以下である者

（4）本人の属する世帯で町税を滞納していないこと

（5）学校教育法の規定に基づく短期大学、大学、専修学校または学位取得を目的として、海外に所在する短期大学、大学等と令和7年4月に入学または在学する方

（6）大学を卒業後、町内に5年間居住する者（毎年、現況届を提出する必要があります。）

※5年間定住しない場合は、全額を返還する必要があります。

※那須町貸与型奨学金との併用可能です。

▼提出書類 ①願書②出身校または

は在学校長の推薦調書③自己推薦書④進学校の合格通知の写しまたは在学証明書⑤世帯全員の住民票の写し⑥世帯全員の所得証明書⑦同意書（家族の収入、町税の納付状況確認）

▼申込期限 令和7年2月7日（金）

▼申込み・問合せ 学校教育課 庶務管理係 ☎72・6922

あしなが高校奨学金（給付）

あしなが育英会は、病気や災害、自死（自殺）などで親が死亡、または障害を負っている家庭の子どもたちに、奨学金を給付して援助しています。

▼奨学金の金額 月額30,000円 ※国・公・私立で金額は変わりません。

▼期間 令和7年4月卒業まで

▼申込期限 12月15日（日）

▼申込み・問合せ 一般財団法人あしなが育英会 ☎0120・77・8565 <http://www.asinaga.org>

那須町交通安全ポスターの 最優秀作品が決定しました！



黒田原小4年
田代新さん



学びの森小2年
大島未慈さん

▼問合せ 総務課危機管理係 ☎72・6901